

令和元年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

## 令和元年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和元年6月12日(水)

場所 さいたま市民会館うらわ 101集会室(松)

出席者(11名)(敬称略)

武内 政文	田村 琢実	小林 哲也
青木 徹	田部井 勇二	菊地 伸
栗原 充常	伊東 政信	河村 美穂
村田 俊彦	柴田 潤一郎	

欠席者(2名)(敬称略)

金井 千尋	甲原 裕子
-------	-------

事務局	山崎	人財政策局長
	大久保	学事課長
	野々部	学事課副課長
	矢沼	高等学校担当主幹
	小野	幼稚園担当主幹
	村上	専修各種学校担当主幹
	山下	高等学校担当主査
	岡野	幼稚園担当主査
	堀口	専修各種学校担当主査
	儘田	高等学校担当主任
	佐川	高等学校担当主事
	中原	幼稚園担当主事
	森田	専修各種学校担当主任

- 1 開 会  
定足数を確認し、13時30分審議会を開会した。
- 2 諮問書の手交  
諮問書（別紙1）が人財政策局長から会長に手交された。
- 3 議事録署名委員の指名  
会長は、議事録署名委員として、田部井勇二委員、河村美穂委員を指名した。

4 諮問事項  
(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和元年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和元年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和元年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

(2) 審議内容  
別添「審議記録書」のとおり

- 7 閉 会  
議長は、議事終了の旨を述べて、15時3分閉会を宣言した。

令和元年6月12日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 田部井 勇二

委 員 河村 美穂

(別紙1)

学事第303号

令和元年6月12日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 上田 清司

令和元年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について(諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和元年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和元年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和元年度私立学校(専修学校・各種学校)運営費補助金配分の基本方針について

## 【審議記録書】

○司会 それでは、大変お待たせしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の野々部と申します。よろしくお願いいたします。

### 1 委嘱状の交付

○司会 今回は、今年度第1回目の審議会となりますので、開会に先立ちまして、このたび委嘱をお受けいただきました委員の皆様、山崎人財政策局長から委嘱状をお渡ししたいと存じます。

委員の皆様のお席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのままお席でお待ちください。

〔対象委員に対して委嘱状交付〕

### 2 委員及び事務局職員紹介

○司会 続きまして、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、武内委員から時計回りにお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○武内委員 今回初めて委員をさせていただきます県議会議員の武内政文と申します。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

○田村委員 同じく県議の田村です。よろしくお願いいたします。

○小林委員 同じく県議の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○河村委員 埼玉大学教育学部から参りました河村と申します。よろしくお願いいたします。

○柴田委員 全国健康保険協会埼玉支部の柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊東委員 専修・各種学校代表として参りました伊東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原委員 全私連の私立幼稚園連合会の栗原と申します。よろしくお願いいたします。

○菊地委員 同じく全私連の私立幼稚園連合会の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

○田部井委員 埼玉県私立中高協会の理事で、城西川越中学校、城西大学付属川越高等学校の校長をしております田部井と申します。よろしくお願いいたします。

○青木委員 開智学園の青木と申します。よろしくどうぞお願いします。

○村田会長 村田と申します。県のOBでございます。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

総務部人財政策局長の山崎明弘でございます。

- 山崎人財政策局長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 学事課長の久保修次でございます。
- 久保学事課長 よろしく申し上げます。
- 司会 高等学校担当主幹の矢沼裕一でございます。
- 矢沼高等学校担当主幹 よろしく申し上げます。
- 司会 幼稚園担当主幹の小野祐一でございます。
- 小野幼稚園担当主幹 よろしく申し上げます。
- 司会 専修各種学校担当主幹の村上慎でございます。
- 村上専修各種学校担当主幹 よろしく申し上げます。
- 司会 高等学校担当主査の山下能央でございます。
- 山下高等学校担当主査 よろしく申し上げます。
- 司会 幼稚園担当主査の岡野裕之でございます。
- 岡野幼稚園担当主査 よろしく申し上げます。
- 司会 専修各種学校担当主査の堀口忠芳でございます。
- 堀口専修各種学校担当主査 よろしく申し上げます。
- 司会 改めまして、私は本日の司会を務めさせていただいております、学事課副課長の野々部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 人財政策局長挨拶

- 司会 それでは、開会に先立ちまして、山崎人財政策局長から御挨拶を申し上げます。
- 山崎人財政策局長 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、御多用の中、埼玉県私立学校助成審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から私学行政はもとより、県政全般にわたりまして多大なる御協力を賜り、この場をお借りしまして重ねてお礼申し上げます。

私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担っており、本県の教育において大変重要な役割を果たしております。県では、このような私学教育を推進し、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減、学校運営の安定を図ることを目的として、私立学校運営費補助金を交付しているところでございます。

本審議会は、その運営費補助金の更なる適正化及び効率化を図るため、配分の基本方針について御審議いただくものでございます。皆様方の貴重な御意見を参考に、運営費補助金がより大きな効果を発揮できるよう配分に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえ、様々な見地から御審議を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

#### 4 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから令和元年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会します。

#### 5 会長挨拶

○司会 まず初めに、村田会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○村田会長 改めまして、皆さんこんにちは。昨年、皆さんの御推挙により、当審議会の会長の大役を仰せつかりました村田と申します。2年目ということになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

御案内のとおり、私立学校助成審議会は知事の諮問に応じ、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議をいただく場でございます。それぞれのお立場から貴重な御意見をいただきまして、実りある審議を尽くしてまいりたいと存じます。議事の公正な運営を心掛けてまいりますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

#### 6 諮問書の手交

○司会 次に、山崎人財政策局長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 続きまして、委員の皆様へ諮問書の写しを事務局から配付いたします。

〔委員に諮問書を配付〕

○司会 それでは、これからの議事につきましては、村田会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### 7 議事録署名委員の指名

○村田会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。田部井勇二委員、河村美穂委員、以上2名の方をお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすること

でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○村田会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者について事務局からお願いします。

○事務局 本日、傍聴者はいらっしゃいません。

## 8 諮問事項（3件）

（1）令和元年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和元年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和元年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

今回、諮問事項については3件ですが、これを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 学事課長の久保でございます。本日は第1回目ですので、運営費補助金配分の基本的な考え方について、最初に御説明いたします。

それでは、資料1「私立学校運営費補助金配分の基本方針について」を御覧ください。

まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」です。（1）私立学校の教育条件の維持、向上、（2）在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減及び（3）私立学校の経営の健全性の向上、この3つを目的としております。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」です。運営費補助金につきましては、毎年度、予算編成において県議会の議決をいただき総額を決定し、学校ごとに配分します。ここでいいます「基本方針」は、資料に記載しておりますとおり、「配分方法の見直しの考え方について明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針を定めるもの」です。そして、基本方針については、知事の諮問に応じ、この私立学校助成審議会の場において御審議をいただくことになっております。

次に、「3 期待される効果」です。審議会でのオープンな審議を経ることで、補助金配分の透明性と公平性が更に向上いたします。また、配分の内容を早期に、かつ、分かりやすく学校に提示することで、配分に沿った学校運営がしやすくなり、補助効果が高まることとなります。

続きまして、資料2「令和元年度私学助成について」です。これは、私立学校振興のための主な助成制度の枠組みを整理したものであり、これら2つの補助制度については、一番上に記載のとおり、私学助成の2本柱としているものです。左側は、教育条件の維持向上などのために、学校に支給する運営費補助、右側は、授業料などの経済的負担の軽減のために、保護者の所得に応じて支給する父母負担軽減事業補助です。具体的な補助の状況については、次のページから御説明いたしま



す。

資料2の2ページを御覧ください。まず、「私立学校運営費補助」です。主な項目について御説明いたします。運営費補助の予算総額は、一番下段の総合計に記載のとおり361億1,652万4千円です。

次に、各学種の内訳を御説明いたします。高等学校（全日制課程）の補助総額は、158億3,509万4千円、生徒1人当たりの補助単価は、30万2,016円です。

幼稚園（学校法人立）の補助総額は、168億8,023万円、園児1人当たりの補助単価は、18万8,044円です。

専修学校（高等課程）の補助総額は、3,118万2千円、生徒1人当たりの補助単価は、8万780円です。

専修・各種学校（専門課程等）の補助総額は、2億8,647万1千円、生徒1人当たりの補助単価は、2万4,700円です。

次のページを御覧ください。こちらは、「全日制高校の父母負担軽減事業補助」です。私立高等学校における保護者の経済的負担の軽減を図るため、本県では父母負担軽減事業補助を実施しています。この図は、縦軸が支給額、横軸がモデル世帯における目安年収となっております。学校納付金以外の教科書・学用品費等への補助である奨学のための給付金、施設費等納付金への補助、授業料への補助、入学金への補助で構成されております。

授業料の図を御覧ください。授業料補助は、濃い網掛けの国の就学支援金と、薄い網掛けの埼玉県の上乗せ補助で構成されております。施設費等納付金及び入学金は、県単独の補助、奨学のための給付金は、国3分の1、県3分の2の財源内訳となっております。

なお、拡充部分に記載のとおり、奨学のための給付金については、第1子区分の給付額が9,500円増額になっています。

最後に、「父母負担軽減事業補助の全国順位」です。本県の生徒1人当たりの補助単価は10万1,768円であり、全国第3位となっております。1都3県で比べましても、東京都の全国第4位、神奈川県全国第6位、千葉県全国第24位を上回る状況です。

本日は、運営費補助金の予算の総額を、具体的にどのように学校に配分していくかという基本方針について御審議いただきます。この後、各担当から詳細について御説明いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 高等学校担当の矢沼と申します。私からは、小・中・高等学校の運営費補助金の基本方針について御説明いたします。

資料3 1を御覧ください。まず、現行の基本方針について御説明いたします。その後、関係者へのヒアリングなどを踏まえた検討の視点を御説明いたします。

現行の基本方針ですが、「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。配分に当たりましては、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれ枠の中に必要な要素を組み入れ、補助効

果を最大にするよう努めております。「基礎配分」とは、人件費や光熱費など経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するもので、まさに学校運営の根本を支える支出に対する補助です。

「政策誘導配分」とは、教育条件の向上など、県の進める私学行政への誘導を促進するものです。

続きまして、「2 基礎配分」の(1)高等学校を御覧ください。高等学校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり前年度の決算書の額に基づき、一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式となっています。

配分項目としましては、決算書から 人件費、 教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じ、補助額を算出しております。

次に、(2)中学校、(3)小学校です。生徒1人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式を採用しており、大変分かりやすくなっております。

2 ページの「3 政策誘導配分」について御説明いたします。まず、 生徒納付金水準補正です。授業料などの生徒納付金を低額で運営する学校に加算し、高額な学校は減算することで、保護者の教育費負担の軽減を図るものです。

次に、 小規模校加算です。生徒数が720人以下の小規模校に加算することで、学校運営の安定化を図ろうとするものです。

次に、 学級規模補正です。高等学校設置基準等において、原則1学級40人以下と定めがありますので、40人以下で運営するよう誘導します。

次に、 学校関係者評価実施加算です。保護者や地域住民などが授業などの取組を評価し、学校運営の質の向上に取り組む学校に加算し、積極的な実施を促しています。

次に、 本務教員充足加算です。本務教員とは、週5日以上勤務する校長先生や教員のことで、本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、 特色教育促進加算です。海外留学など特色ある教育を行う学校に加算し、促進を図るものです。

次に、 I C T環境整備推進計画加算です。一定の年次目標を定めたI C T環境整備推進計画を策定した学校に加算することで、I C Tの環境整備の促進を図るものです。

最後に、 定員超過調整です。定員超過の学校を減算し、収容定員の遵守を促すことで適正な学校運営を確保しようとするものです。

なお、欄外の 印に記載のとおり、小学校は、特色教育促進加算及び定員超過調整の2項目としております。

また、中学校は 小規模校加算を適用しませんが、これは高等学校と比較し、学校規模が小さい点を考慮しております。

資料3 2「配分の基本方針に係る検討の視点(高等学校)」を御覧ください。検討の視点として

は、2点あります。

1点目は、「消費増税に対する配慮について」です。現状に記載のとおり、高等学校の運営費（基礎配分）につきましては、前年度の決算額をベースに算出しております。そのため、本年10月に施行されます消費増税分の半年分は考慮されることなく、配分額が決定されます。また、来年度につきましても、半年分の消費税が乗った本年度の決算書をベースに算出することになりますので、来年度も半年分の消費増税は考慮されない仕組みになっています。

課題ですが、各学校の前年度の決算書に、半年分の消費増税分が反映されない令和2年度まで、つまり、今年度及び来年度の2カ年にわたり、半年分の消費増税分を考慮した算出とする仕組みにすることはできないか、御審議をお願いするものです。

2ページに移り、2点目は、「生徒納付金水準補正の見直しについて」です。現状ですが、生徒納付金水準補正は、生徒納付金の抑制を図る目的で、各学校の生徒納付金額に応じて配分額を加減算しております。現行の制度は、加算額の幅は平均額より低くなるにつれて大きくなり、減算額の幅は一定程度高くなると小さくなります。

少しイメージが湧きにくい部分かと思しますので、資料3 2 補足資料を御覧ください。こちらは、生徒納付金水準補正の表を抜粋し、記載等を追加したものです。表の横軸は、大規模校、中規模校、小規模校となっており、学校規模に応じた仕組みになっています。表の縦軸は、学校の納付金額に応じて、それぞれ該当する箇所が決まり、縦横の交わる部分に記載されている金額に生徒数を乗じた金額が、各学校に加算もしくは減算される仕組みとなっています。

色塗りの1,500人以上、いわゆる大規模校の列を御覧ください。運営費上の生徒納付金の平均額は約61万円程度です。平均を下回れば加算し、上回れば減算という仕組みとなっています。例えば、納付金額が61万円の学校は、この表だとEランク、61万円から66万円のところに該当します。こちらはマイナス8千円と記載されておりますので、生徒1人当たり8千円の減算という算出になります。納付金を値下げし、EランクからDランクになった場合、5千円の加算となります。以後、更なる値下げを図るにつれ、ランクが上がるごとに3万円ずつ加算額が増え、Aランクの46万円以下になると加算額が10万円になります。

一方、Eランクの学校が5万円値上げをし、Fランクとなった場合、Eランクのマイナス8千円から1万7千円減算額が増加し、マイナス2万5千円、以後、更なる値上げを図り、ランクが変わるごとにマイナス4万円、マイナス5万5千円と1万5千円ずつ減算額が増えます。しかし、Jランク以降は減算額の幅が1万円ずつとなり、Nランクの106万円以上でマイナス12万5千円となり、以降は減算額が増えない仕組みとなっております。中規模校、小規模校も金額の違いはありますが、およそ同様となっています。こちらが現行の仕組みです。

資料3 2を御覧ください。現状の3つ目の記載が、先ほど補足資料で御説明しました仕組みにより、生徒納付金が平均額付近の学校が値上げによりランクが変わる場合より、生徒納付金が一定

程度高い学校が値上げによりランクが変わった場合の方が減算幅が小さい。また、納付金の一番高い学校は既に106万円以上のランクにあるため、以降の値上げは抑制効果が働かないという状況です。つまり、既に納付金が高い学校の方が、以降の値上げ抑制効果が弱くなるという状況です。

次に、課題です。学校間の公平性という視点から、加減算額の幅を均等にするという改定も考えられますが、その改定により、値上げ等を行わない学校の減額等が過大になる可能性や、改定により値上げの方向に誘導してしまう可能性も考えられます。

納付金の値上げ等を行わない学校に配慮した上で、少なくとも減算額の幅が、途中で大きくなり小さくならないようにするなど、今より公平にする改定を行えないか御審議をお願いするものです。

次に、資料3-3「配分の基本方針に係る検討の視点(中学校)」を御覧ください。高等学校と同様、「生徒納付金水準補正の見直しについて」です。中学校についても、運営費の配分基準の政策誘導配分に「生徒納付金水準補正」を設けています。

次のページに同様の補足資料を添付していますが、中学校は高等学校より比較的規模が小さいため、大規模校1,000人以上、中規模校1,000人から360人、小規模校360人以下と横軸の定義が異なっていますが、縦軸の納付金の加減算の状況は高等学校と同様であり、高等学校と現状及び課題が同じですので、高等学校と併せて改定が行えないか御審議をお願いするものです。

私からの説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 幼稚園担当の小野と申します。私からは、諮問事項の(2)「令和元年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について」御説明いたします。

最初に、現行の基本方針です。資料4-1「平成30年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針」を御覧ください。まず、「1 配分の基本的な考え方」です。幼稚園におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠で必要な要素を組み入れる方式をとっております。

具体的な配分項目ですが、まず「2 基礎配分」を御説明いたします。園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定しており、それぞれ補助単価に園児や教員の対象数を乗じ、配分額を算出する単価方式を採用しております。

まず、園児数割ですが、こちらは補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものです。

次に、園割ですが、これは全ての園に一律に定額を配分するものです。

次に、常勤教員割ですが、実学級数に園児数に応じた2人または3人を加えるなどした標準教員数を算出し、この標準教員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

次に、常勤職員割ですが、こちらは補助単価に、3人を上限とした常勤職員数を乗じて得た額を配分するものです。

最後に、満3歳児数割ですが、補助単価に1月始業日現在の満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

次に、「3 政策誘導配分」について御説明いたします。政策誘導配分は、11項目あり、からの8項目は加算、の3つは減算することで政策誘導を図るものです。

このうち、3歳児保育促進加算ですが、こちらはきめ細かな3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

次に、チーム保育促進加算ですが、こちらは4歳児または5歳児クラスに補助教員を配置する場合に加算するものです。

次に、園児納付金抑制加算ですが、こちらは園児納付金が県の平均額から算出した基準額に抑えられている場合、その基準額に対して各幼稚園の園児納付金の水準が低くなるに従い、傾斜加算をするものです。その際、園児納付金の抑制が教員の給与の低下に繋がらないように、教員の平均給与が県平均額以上の幼稚園に対しては、単価を増額して配分することで教員の給与水準の向上も図っております。

続きまして、2ページを御覧ください。1種免許状保育促進加算ですが、こちらは幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤職員の数に応じ、加算配分するものです。

次に、小規模園加算ですが、こちらは実員が150人以下の規模が小さい幼稚園に一定額を加算配分することで、規模の小さい小規模園の経営の安定化を図るものです。

なお、この加算については、1点委員の皆様にお断りさせていただきたいことがあります。参考資料2、こちらは平成30年度の配分基準ですが、3ページ目になります。3ページ目に、先ほどの小規模園加算を記載しております。その中に、この項目加算の内容が記載されており、\*印以下の文章の中に「定員充足率が25%に満たない幼稚園」こちらの幼稚園については、小規模園でも、この加算の対象から外れます。「定員充足率が25%に満たない幼稚園」というのは、実員に対して過大な定員が設定されている幼稚園がほとんどです。こういった幼稚園については、学事課幼稚園担当としましては、本年度中に適切な定員になるよう、定員の見直しを促し、来年度にはこの加算の対象となることを目指し、経営の安定化を図っていきたいと考えています。来年度もこの加算が継続されることを前提に幼稚園への対応をいたしますので、よろしく申し上げます。

次に、資料4 1に戻りまして、2ページ目、安全管理対策加算ですが、こちらは防犯あるいは園児の事故防止といった安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じ、一定額を加算配分するというものです。安全で良質な教育環境の整備を促進しようというものです。

次に、学校関係者評価加算ですが、こちらは学校関係者評価を実施する幼稚園に加算することで、学校評価の実施促進を図るものです。

次に、人材確保加算ですが、こちらは県と全埼玉私立幼稚園連合会が共催する合同就職説明会といったものが年1回ございます。あるいは幼稚園団体や行政の共催、後援を受ける合同就職説明

会について、参加した幼稚園に加算することで、人材確保の推進を図るものです。

続きまして、からは減算の項目になります。定員超過調整ですが、こちらは園則で定める収容定員を超えて保育をしている幼稚園に、定員超過率に応じて基礎配分額から減額し、定員の遵守を誘導するというものです。

次に、高額給与調整ですが、こちらは県内の私立幼稚園の園長先生の平均年収の1.5倍を超える給与を受けている教職員がいる場合に、この額を超える額を減算するものです。

最後に、剰余金保有調整ですが、こちらは財務計算書における剰余金の額が3億円を超える比較的財政に余裕のある法人について、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定率を減算するというものです。

以上が、平成30年度の私立幼稚園の配分の基本方針です。

続きまして、資料4 2「配分の基本方針に係る検討の視点」を御覧ください。項目1点の変更を検討しており、それは「園児納付金抑制加算」です。

まず、現状から御説明いたします。先ほど、政策誘導配分の項目において触れましたが、園児納付金抑制加算は、各幼稚園の園児納付金が県平均額未満である場合に、納付金額に応じて加算配分をするというものです。また、教員の平均給与月額が県平均額以上の幼稚園に手厚く配分することで、併せて園児納付金を低く抑えながら保護者負担を軽減するとともに、教員の待遇もしっかりしている幼稚園に手厚く配分するというものです。

本県の園児納付金は平成22年度、37万874円でしたが、平成30年度は38万711円であり、約2%の伸びに留まっております。この間の全国平均の伸びが11.4%ですので、この加算により、県内の各私立幼稚園の経営者の皆様の努力もありますが、この加算の成果が上げられているのではないかと考えております。

次に、課題について御説明いたします。本年は10月に消費増税が予定されております。増税に伴い、一定程度の経費の負担増が各幼稚園に見込まれております。支出は負担額が増える一方で、収入に係る園児納付金は消費税非課税のため、支出の増税分を収入で転嫁することができないという状況があります。そのため、増税に伴う経費の増加に対応するため、増税の転嫁ということではなく、園児納付金を引き上げざるを得ないといったことが考えられます。ただ、一定額引き上げますと、この園児納付金抑制加算に該当し、単価が下がってしまい、園児納付金を引き上げても、補助金の額が下がってしまいます。

例年ですと、前年度の園児納付金の県平均額を基準としておりますが、本年度は増税という特殊事情に鑑み、その基準額に配慮し、この基準額に上乘せすることで、園児納付金を引き上げても、その引き上げられた基準内であれば加算が受けられるように配慮することが必要ではないかということについて御審議をいただきたいと存じます。

幼稚園の配分基準の基本方針についての説明は以上です。よろしく御願ひ申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の村上と申します。(3)「専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針について」御説明いたします。

資料5 1を御覧ください。最初に、現行の基本方針について御説明いたします。「1 配分の基本的な考え方」については、他の学種と同様です。

「2 基礎配分」を御覧ください。専修学校・各種学校では、学校の規模に応じた配分方法を採用しております。具体的には、左側の配分項目がございます、生徒数割、教職員数割について、については生徒数、については教職員数にそれぞれの補助単価を乗じ、予算の範囲内で補助するものです。

次に、「3 政策誘導配分」について御説明いたします。まず、専任教員充足加算です。配置基準を超えて専任教員を配置している学校に対し、加算配分をするものです。併せて専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより、専任教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

安全管理・施設整備加算ですが、安全管理対策や施設整備に取り組む学校に加算することで、学校における安全管理対策の徹底を図るものです。

学校評価公開加算ですが、開かれた学校運営がなされるよう、学校の教育活動や運営状況に関する評価の結果がホームページで公表されるよう誘導するものです。

教員資質向上加算ですが、教員の資質向上を図るため、学校が教員を外部研修等に派遣し、参加費を負担した場合に補助金を加算するものです。

職業実践専門課程認定加算ですが、文部科学大臣の認定を受けて企業と連携した実践的職業教育を推進する専門学校の取り組みを支援するものです。この項目は、昨年度新たに追加した項目になります。

続きまして、資料5 2「配分の基本方針に係る検討の視点」について御説明いたします。政策誘導配分のうち「1 学校評価公開加算の見直しについて」です。現状に記載のとおり、学校評価公開加算は、学校関係者評価の実施及び積極的な公表を誘導する趣旨で設けている加算項目になります。具体的には学校関係者評価を実施し、ホームページ上で公表している学校に対し、定額の30万円を加算しております。

検討に係る課題ですが、来年4月から実施予定の高等教育無償化の機関認定要件の一つに学校関係者評価の公表があります。無償化の対象校となるために、専門学校各校で学校評価の取組が進むことが期待できるという事情があります。そのため、この加算について、減額等の見直しができないかということについて御審議をお願いするものです。

続きまして、「2 学校医を配置する学校への加算について」です。現状に記載のとおり、専門学校、各種学校においては、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師(学校医)の配置は義務付けがされておられません。平成30年度に運営費補助金の交付を受けた専修各種学校

50校のうち、学校医を配置しているのは約半数の23校であり、学校医が保健計画及び安全計画の立案にまで参与している学校になると、17校に留まります。

検討に係る課題ですが、専修学校、各種学校も高等学校や幼稚園と同様に多くの学生が学ぶ場であり、健康管理の面から医師の専門的アドバイスが必要であることは変わりありません。また、学校においても働き方改革の推進が求められる中で、教職員の健康増進には医師の専門的な知見に基づく意見が有益であります。そのため、学校医を配置し、学校の保健管理、安全管理の充実に努める学校に対し、その取組を支援するため、新たに補助が実施できないかということについて御審議をお願いするものです。

専修学校・各種学校の配分基準の基本方針の説明については以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○村田会長 ありがとうございます。

ただいま諮問事項の3点について、一括で御説明をいただきました。

それでは、この件について御意見、御質問等がございましたら、それぞれ御発言をお願いします。どうぞ。

○委員 幼稚園でも同じことが言えるのですが、資料3 3の補足資料で先ほど中学校の配分基準、Dランクの納付金、例えば60万円の納付金の学校があり、経営が厳しくなってきたので、62万円に2万円値上げした場合、2万円が父母負担になって、逆に補助金が8千円減額されると、実質1万2千円、半分しか学校側の収入にはならないということになります。Eランクの納付金、例えば62万円の納付金があったら、それを66万円まで4万円値上げしたら、父母負担が4万円掛かってくる。それに対して5万5千円減額されると、学校に入ってくるお金が実質1万5千円ということになって、父母負担が増えたにも関わらず、減額されて半分以下の学校の収入になるという現状が、幼稚園でも同じですけれども、5年、10年前からこういう形でやられています。

実際、幼稚園の場合は保育料が安いですから、2千円値上げした場合、逆に父母負担が2千円増えて、園に入ってくるのがその半分の千円だということになって、これではちょっと値上げするのはやめようかなという過去がありました。31年度は当然無理でしょうが、今後の課題として御検討いただければ、父母負担分だけちゃんと園のプラスになるような何かいい案があればと思い、提案させていただきました。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 委員が先ほど御覧いただいた資料3 3、補足資料は中学校ということになります。

生徒納付金水準補正ですが、冒頭に説明しました資料1の配分の基本方針の1、(2)にありますように、運営費のそもそもの目的の一つに、在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ることがあります。この生徒納付金水準補正ですが、運営費補助の目的に合致する制度ですので、今後とも事務局としては、現段階では必要な制度ではないかと考えております。



ただ、先ほど資料3 3等を使いまして説明したとおり、値上げをした場合に、例えばDランクのところから5万円値上げをした場合、1万3千円減額になってマイナス8千円になり、EランクからFランクになった場合、1万7千円減額というふうにてこぼしているのは、なかなか理解が得られないという部分がございます。

また、ある程度高くなってしまった学校、ランクで言いますとJランクの学校やKランクの学校については、それ以降5万円値上げをしても1万円しか減額されないということになり、平均額付近の学校よりもある程度高くなってしまった学校の方が値上げをした場合に、先ほど委員が手取りが減るような話をされましたが、得する値上げができてしまうというのは、さすがに不公平感が強いのかと思います。この部分については途中でてこぼがないように、かつ、高い学校が値上げをしやすいのは変だと思いますので、その点については、今回修正をしたいということで御審議をお願いしているものですので、御理解いただければと思います。

以上です。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○村田会長 そのほか。

はい、どうぞ。

○委員 本務教員充足加算の関係なのですが、考え方について、基本的なことをお聞きしたいのですが、専任教員の充足を誘導するという趣旨ですが、この加算の基準を見ますと、生徒数が25人に1人というのが基準という考え方によろしいですか。要はこれを例えば30人にすると、超過分がもっと少なくなるのか、その辺の考え方です。25人というのはどういう考え方でしょうか。

○事務局 本務教員充足加算の考え方ですが、まず25人の定義と申しますか、25人の理由としては、平成2年度に本務教員1人当たりの生徒数が26.5人という一番生徒数のピークだった時代があります。本務教員1人当たりの生徒数が少ない方が、手厚い教育ができるという考えから、そのピーク以上の配置となる25人を上回る配置をした学校については加算をするという項目になっています。要は生徒数割る25人で基準教員数を算出し、基準教員数を上回るような本務教員を配置している学校に、基準教員数を超える先生の数に110万円を乗じた額を加算する制度になります。

以上です。

○委員 そうすると、現状でも平均はその数字なのですか。

○事務局 ピーク時が26.5人となっており、このような誘導を図っていますので、手持ちの資料がないのですが、恐らく下回っているかと思います。

○村田会長 どうもありがとうございます。

ほかに。

はい、どうぞ。

○委員 幼稚園のところで御説明いただいた参考資料2の3ページの一番上の小規模園加算、これは来年度も引き続き実施することを前提に、定員の充足率が25%に満たないところの定員の見直しという話をされていたと思うのですが。

○事務局 そのとおりです。

○委員 それで、先ほど学校の経営者の方から、経営の観点から授業料を値上げという話もあり、定員も当然学校経営に大きく関わっている問題で、この話というのは定員を変えていくと、経営の方針というような形で経営的な試算も変わってきます。当然、それも一緒に聴取して、そもそもの目的は経営の安定化にあるため、定員を下げたことによって経営が安定化されるというのを確認された上で、この定員を下げることを推進するということによろしいでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりです。これは幼稚園に定員を下げたいとか、加算を受けないようにするというのが第一目的ではなく、委員がおっしゃるとおり、幼稚園に適切な定員をよく考えてもらいたいというのが一番の趣旨です。つまり、委員がおっしゃったとおり、幼稚園の定員をよく考えるということは、幼稚園の定員は基本的には周辺の幼児教育の需要や周りに幼稚園がどの距離でどれくらいあるとか、そういった需要と供給をよく考えていただく必要があります。今の定員が適切なのかどうかということから考えていただき、適切でなければ、中長期的で適切な身の丈に合った経営に合わせていただくといったことを、法人として考えていただきたいと促す一つのきっかけというか、この加算をきっかけとして、よく考えていただくというのを促していきたいと考えております。

○委員 確認ですが、そうするとアプローチとしては、そっちがあってこれもあると。さっきのお話だと、これがクローズアップされ過ぎてしまうと思いますので、当然御承知のことと思いますが、確認をさせていただきました。

○村田会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員 資料の5 2で、これはいかがでしょうかというふうな問いがありました。まず、学校関係者評価の公開の加算、これはある程度学校として義務化されております。実際にこの30万円の加算については、かなり誘導的に過去何年も実施して下さっているかと思えます。それでも、まだ結果として学校関係者評価の公開を行っていない学校があるというのが現状であろうかと思えます。これに関して下げましょうか、どうしましょうかということに関しては、ぜひ下げるべきであろうかと思えます。令和元年度以降何年間か続けてみて、さらに学校関係者評価を公開していない場合には、補助金の総額から例えばマイナス何ポイントがいいとか分からないのですが、マイナスをするという罰則的な方向に持っていく方がよろしいのかなと考えます。

また、その学校関係者評価で減額になった分を、できることであれば職業実践専門課程への加

算に上乘せをしていただけると大変ありがたいと考えています。職業実践専門課程という新しいものができて、今年でたしか5年目くらいですか。これを実際に実施していくためには、部外からかなり人を呼んで、年に最低でも学科に関して2回、学校全体に関して1回、会議を行うということで経費が掛かっております。

それと、もう一つ学校医を配置する学校への加算、これについてもできればお願いをしたい。ただ、学校に常駐している場合、もしくは委託契約をしている場合、それぞれによって学校で掛かる費用がかなり変わってくると思います。ですので、多額の費用が発生しているところには、多少多めに上げますと。そうではなくて、委託で年に2、30とか50万円ぐらいの費用負担であれば、これくらいですというような調整をしていただけるとうれしいなと考えております。

もう一つは、専門学校でもカウンセラーを雇うというような動きも出てきておまして、小中高、どこかで痛い思いをしたり、もしくはお父様、お母様からのいじめを受けたり、いろいろな事由により心が病んでいる子たちも入ってきます。そういう子たちに対して、学校としては何らかのケアをしなければいけない訳ですが、なかなかカウンセリングをするというところまで力を回せないというのが現状であります。いくつかの学校では、カウンセラーを雇っているというところがありますので、そのあたりについても多少御配慮いただけるとうれしいと思います。先ほど投げてくださったことに関して、こういうふうには私も考えます。よろしく申し上げます。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 いろいろと御意見ありがとうございました。

職業実践専門課程認定加算についての費用的な部分、今30万円の加算はやっておりますが、それが実際に掛かる経費と比べて少し不足しているのではないかという御意見がありましたので、それも含めて検討したいと思います。学校医の加算額については、今回カウンセラーというお話もありましたが、実際に学校医の業務として計画に参加する部分もございしますが、教職員の健康相談を行うなど、そういう心の悩みも含めて、学校で御相談いただけるような体制というのもあり得るのかなと思います。ただ多くの学校の方から、スクールカウンセラーの部分について要望が出てくるような動きが強くなれば、そこも含めてプラスアルファで出せないかということ、今後検討していく必要があるのかなと受けとめさせていただきました。ありがとうございました。

○村田会長 よろしいですか。

○委員 今の関連でいいですか。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 今、学校関係者評価の話がありましたが、前回か前々回か学校関係者評価で初期投資をする方がお金が掛かるから、初期投資には少し多めにして、ランニングコストの部分は、たしか高等学校か中学校でそのような話になったと思うのですが、その学校関係者評価と同じような話ですか。専門学校の場合は違うのですか。同じ学校関係者評価でも、専門学校だけではなくて、他との整合

性というのはどうなのですか。

○村田会長 では、事務局から答えを。

○事務局 学校関係者評価自体の基本的な仕組みは、学種によって異なるということはないです。それぞれの学校で自己評価を行っていただき、それに基づいて保護者や地域の方などを含めて学校関係者評価を行う形になりますので、制度としては同じになるかと思えます。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 あの時きも、本来すべきなのか、義務化なのかどうかという議論をして、義務化ではないから、実施してもらうためにインセンティブを付けているという話をして、そのままになっているのですが、専門学校の方は実施が当たり前になっているから、将来的にペナルティを考えながらこれは廃止してもいいというようなお話で、ちょっと整合性がないのかなと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○村田会長 では、事務局から無償化要件のことを話してもらっていいですか。

○委員 学校関係者評価に関しては、専門学校は義務化になっているのです。ですので、それをやることによって、地域もしくは入学希望の人たちに対して、うちの学校はこうです。財務状況はこうです。もしくは在学生の進学率ですとか就職率はこうですと、きちんと出していかなければいけないことになっております。

○委員 分かりました。あの時きも義務化がどうかというのが論点だったので、高等学校は義務化ではないというのは。

○事務局 義務化ではないです。

○委員 では、ベースが違うのでいいです。制度のどこが違うかといったら、ほぼ一緒だと言ったので、ではおかしいのではないのかと。

○事務局 補足しますと、自己評価は完全に義務です。学校関係者評価については努力義務ということで、当然努力義務なので、努力が付きましても、義務ということなので、やっていただくのが望ましいというような形になっております。

○委員 完全義務ではないと。

○事務局 完全義務ではなく、努力義務です。

補足いたします。高等教育無償化については、来年4月から専門学校の一定の所得以下の世帯については、学校が認定を受ければ無償化の対象になります。逆に言えば、認定を受けられないと、いくら専門学校でやろうとしても無償化の対象にならないので、国からも県からも補助が受けられない形になります。その中で、無償化を受けるために要件がいくつかあり、学校関係者評価の実施というのも無償化の対象学校になるためにクリアしなければいけない課題になっております。高等学校、小中学校はそういう形ではないので、そこは専門学校特殊の要因であるのかと思えます。専門学校はそういう要素がありますので、この部分については独自に見直しを図ってもよいのかとい

う形で御提案をさせていただいたものです。

○村田会長 では、よろしいですか。

高等教育無償化の認定要件の一つになっているので、この要件については外してもいいのではないかと。

○委員 それは専門学校の話ですか。

○村田会長 今のは専門学校の話です。

○委員 高校は今までと同じであり、そこで専門学校はちょっと違いがあるという理解でよいですか。

○村田会長 そういう感じですか。

○委員 ベースが違うという話ですね。

○村田会長 そういうことです。

ほかに。

はい、どうぞ。

○委員 参考資料1の3ページ、ICT環境整備計画策定加算というのがありますが、計画だけしてお金がもらえるという時代はもう古いかと。むしろ、実際にICTの整備をしたところを出してほしい。今すぐでなくていいです。これは急に変えると、もらえるつもりで計画していたところが急になくなってしまふとまずいと思うので、もう計画を立ててしまふと、もっと極端に言ったら、もう環境整備した学校も結構あります。文科省の補助金も申請しないうちに環境整備してしまった学校は、実は何にももらえない。早くやったので、そういうこともあるので、これはできるだけ早目に次のステップに進めるようにしていただくと助かります。

しかも、このICTの環境整備というのは何年かはどんどんやっていかないと古くなってしまいますから、こういうのはできるだけ最初だけではなくて、継続してやれるようにしていただくと助かるので、今年これで、あるいは来年、再来年にその次のステップに進んでいただくとすごくいいかと思しますので、よろしく御配慮ください。

○事務局 こちらのICT環境整備推進計画策定加算につきましては、昨年度設けた加算になりました。昨年度の計画策定状況を見ますと、既に高等学校は34校、それから中学校も22校ということで計画を策定いただいたという状況です。策定をした上で、さらに国庫の補助金を申請した学校が、昨年度の状況を見ますと17校で、今年度は18校あります。平成29年度と比べますと、平成29年度は9校ですので、計画を作成したことによってモチベーションというか、ある程度の筋道ができ、国庫補助の申請が増加しているという状況になっています。

これとは別に、今年度ICTの国庫補助事業の2分の1、補助率が割れてしまう分について加算する補助金を設けました。これは総額1億円くらいの規模なのですが、この補助金の申請状況や推移を見ながら、委員からいただいた御指摘も踏まえて検討したいと思っております。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございます。

よろしいですか。ほかにございますか。

どうぞ。

○委員 説明を聞いていて気になったのですが、資料4 2の園児納付金の伸びが低いので、保護者負担の軽減に成果を上げているというのを、この伸びの提示だけで判断するのは危なくないかなと思います。というのは、この平成22年度をなぜ100%としているのかもよく分からないのですが、そもそもすごく高かったのが、伸びが低いとか、天井効果みたいなことを起こしているのではないかと読めたのですが、なぜなのでしょう。言い切ってしまうには危ないのではないかと思います。他にも要因がいろいろあって、効果があるというふうに確信されているようであれば別ですが。

○村田会長 事務局から。

○事務局 埼玉県の園児納付金の全国順位でいうと、以前は4位ぐらいだったのですが、こういった抑制加算あるいは経営側の配慮といったこともあり、6位ぐらいに落ちたというか、安くなったというか、全国比較で見ても園児納付金の金額が抑えられているといったことが言えるかと思います。22年度を100%とした理由は、今手元にある資料ではお答えすることができません。

○村田会長 よろしいでしょうか。

○委員 そんなに深く追及するつもりはなく、戦略的にここを100とした方が、伸び率がすごく少なく見えるため、そういう数字を挙げているのかなと思いました。伸び率だけでなく、全国平均も低くなったとつけ加えられた方が、よいかと思います。

○事務局 記載の仕方を今後工夫していきたいと思います。

○村田会長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員 単純な質問なのですが、資料3 1の2ページ目 印の小学校の 特色教育促進加算と 定員超過調整は分かるのですが、小学校の 学校関係者評価の実施加算は、皆実施しているから加算しないということでしょうか。小学校も努力義務かあると思うのですが、なぜ小学校は該当しないのかという単純な疑問です。

○事務局 小学校は、政策誘導配分を簡単にしていることや既に100%実施しているということを踏まえたものです。

以上の理由です。

○委員 ありがとうございます。

今さらの確認で申しわけないですが、幼稚園の小規模園加算の200万円ですが、こちらの200万円の交付を受けるに当たって定員充足率の話がありましたが、参考資料2の\*印に、当該学校法人から基準額、973万2千円以上の給与とありますが、この973万2千円の根拠と、高額給与調整についても一度教えていただけますか。

○事務局 お答えします。

小規模園加算における973万2千円とは、公立小中学校の校長先生の最高額を参考にしています。対して(10)高額給与調整は、幼稚園の園長先生の給与の1.5倍であり、それぞれ算定の仕方が異なっております。

○委員 ありがとうございます。

関連してですが、小規模園加算ですが、当該学校法人から基準額以上の給与を得る教職員となっておりますが、例えば本園、分園みたいな形の園もありますが、例えば本園が500人、分園や系列の園が150人以下の園があった場合、どんなに大きい幼稚園の園長先生をやられていても、970万円以上の給与は支給できないといいますが、幼稚園の規模により金額差が出てしまうと感ずるのですが、これは当該学校法人が減額となるのか、それはいかがでしょうか。

例えば本園が大きく、園長先生の給与が1千万超となった場合に、系列の園は150人以下で、園長先生の給与が基準額未満の場合も、本園が1千万円超の給与が支給されていると、小規模園についても200万円はもらえないという判断でよろしいですか。

○事務局 本園が500人ぐらいで分園が150人以下という事例はなかなか見受けられませんが。

○委員 それは例え話ですが、実員が150人以下で、本園が180人の園があり、給与を1千万円支給しています。150人以下の小規模園ですが、法人全体で見ると1千万円の給与が支給されている教職員がおり、小規模園加算が該当しなくなると読み取れるのですが。

○事務局 お答えします。

この文章では、当該法人から基準額以上の給与を得る教職員がいる幼稚園とありますので、これは当該小規模幼稚園を指すものです。大規模園で基準額以上の給与を受けている場合も、小規模園で基準額以上の給与を受けていなければいいと読めるのかと思います。

○委員 その解釈であれば分かりました。ありがとうございます。

○村田会長 ほかによろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 本筋と若干ずれてしまう可能性もあるのですが、例年いろいろとお願いをしており、専修・各種の担当からこの席に出席させてもらっているのが、1人で、前任も1人でした。この場ではなかなか審議ができない、決めることができないということもありますが、他の学校種の方たちがそれぞれ2人ずつ出席しているため、その辺を御配慮いただけないかと強く思っております。これは毎年規定が変わらないので、この場では難しいというのは重々承知をしておるのですが、ぜひそのあたりは持って帰って御検討いただきたいというのが1つです。

それと、もう一つ、資料2で全体的なそれぞれの補助金の配分を、学校種ごとで行いますと金額が示されております。このそれぞれの配分額を、ここで動かすことは絶対的に不可能だということも存じておるのですが、これも毎年言っているところなのですが、中学校を卒業して進学する先が

高等学校、高等学校の通信制、もう一つは専修学校の高等課程、ここに中学校の3年間を終えて進んでいくという形になっているかと思います。学校教育法の第1条に規定されている高等学校の子供たちに対しては、かなり手厚く1人当たりの補助金がついています。

一方、学校教育法の124条で規定されている専修学校の高等課程に所属している子供たちに対しては、高等学校の全日制課程と比べると、かなり開きが大きい訳です。実際に生徒1人当たりの補助単価は高等学校の全日制だと30万円で、専修学校の高等課程だと8万円となっており、これは国庫補助がないからという御返事はいただいておりますが、例えば私の息子が全日制の高等学校に行きました。隣の娘さんが高等専修学校に行きましたといった場合に、国のことも含めてですが、税の不公平さが出ているように感じてなりません。

また、もう一つは学んでいる子たちにとって、きちんとした施設設備を利用できるかどうかというの、補助金にかかってくるかと思います。これに関しても、この場では絶対に決めたりできない訳だというのは存じておりますが、どこかの場でこういうことも含めて、若い人たちになるべく平等に回るように御配慮いただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○事務局 1点目につきまして、私の方からお答えいたします。

御指摘の点、承りました。しっかり検討したいと思います。

○村田会長 それでよろしいですか。

○事務局 2点目の補助単価の話ですが、委員のおっしゃったとおり、国庫補助もなく、県単補助の中でやっているというところもありまして、予算的に結構厳しいところがあると思います。微々たるものではありませんが、毎年少しずつ単価を上げる形で予算編成させていただき、県議会で御承認いただいているところですので、全体のバランスもあるかと思いますが、一定規模確保していけるように、県としても努力していきたいと思っております。

○委員 よろしく申し上げます。

○委員 補助単価についておもしろい話があるのです。

高等学校の全日制を見ると補助金が30万円ぐらい今年が出るのですが、通信制になると7万8千円と22万円の差があるのです。専修学校の高等課程は通信制よりも補助単価は高いということを添えていただければと思います。徐々にいろいろよくなっていくと思っております。

○村田会長 どうもありがとうございました。

ただいま委員の皆様方から様々な御意見、貴重な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、次回の審議会に向けて事務局で精査した上で、令和元年度運営費補助金配分の県方針を整理していただきたいと思っております。

以上で議事を終了いたします。

議事の進行に当たり、御協力大変ありがとうございました。

これからは事務局に司会を引き継ぎます。よろしく申し上げます。



## 9 閉 会

○司会 ありがとうございました。

最後に、事務連絡になります。次回の審議会についてです。第2回の日程については、8月下旬から9月中旬の間で開催を予定しております。改めて日程調整の御連絡を各委員にさせていただきますので、その際はよろしく申し上げます。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

( 1 時間 3 3 分 )